

東社労第109号
平成27年5月15日

統括支部長 各位
支部長

東京都社会保険労務士会
会長 大野 実
(公印省略)

厚生年金保険・健康保険の算定基礎届
及び月額変更届等の提出に係る留意事項

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業運営につきまして、格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成27年4月27日付別添新年発第7号にて、日本年金機構新宿年金事務所（東京都代表事務所）より、平成27年度における厚生年金保険・健康保険の算定基礎届及び月額変更届等の提出に係る留意事項に関し、周知依頼がありました。

つきましては、同留意事項に関し、貴統括支部及び支部所属会員の皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、上記留意事項に関する「昨年度からの変更箇所」を別紙に取りまとめておりますので、ご参照ください。

※本件に関しましては、当会ホームページ（会員サイト）に記事を掲載しておりますので申し添えます。

(担当：業務課 荻部)

新年発第7号
平成27年4月27日

東京都社会保険労務士会
会長 大野 実 殿

日本年金機構 新宿年金事務所
所長 穂 苺 様
(東京都代表事務所)



厚生年金保険・健康保険の算定基礎届及び
月額変更届等の提出について（広報依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から社会保険事業の運営につきまして格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本年も算定基礎届の提出時期が近づいてまいりました。

算定基礎届に基づいて決定された標準報酬月額は、保険料や保険給付額を決定する際の計算の基礎となる大切なものです。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、「算定基礎届」「算定基礎届総括表」及び「算定基礎届総括表附表（雇用に関する調査票）」（以下、「算定基礎届等」といいます。）の届書の作成及び提出にあたりましては、別紙「算定基礎届の提出について」を、貴会会報等により所属会員への周知方ご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。



算定基礎届の提出について

日本年金機構
新宿年金事務所
(東京都代表事務所)

本年も算定基礎届の提出時期が近づいてまいりました。

算定基礎届に基づいて決定される標準報酬月額、保険料や保険給付額を決定する際の計算の基礎となる大切なものです。届書の作成及び提出にあたりましては、次の事項にご留意いただきますようお願いいたします。

本年も今後の社会保険事業の参考とするために、「算定基礎届総括表附表（雇用に関する調査票）」の提出にご協力をお願いいたします。

なお、「算定基礎届総括表附表（雇用に関する調査票）」につきましては、算定基礎届、算定基礎届総括表等を送付する際に同封いたします。

1. 算定基礎届及び算定基礎届総括表の配付について

算定基礎届等の配付については、会報（平成 27 年 4 月号）掲載の平成 27 年 3 月 5 日付「平成 27 年度社会保険労務士への算定基礎届の配付について(依頼)」に基づき配付いたします。

厚生年金基金の加入事業所については、加入している厚生年金基金から配付される算定基礎届を使用しても差し支えありません。

なお、組合管掌健康保険の加入事業所については、算定基礎届総括表、算定基礎届総括表附表及び厚生年金保険 70 歳以上被用者算定基礎届（以下、「70 歳以上算定基礎届」といいます。）等を送付いたします。

また、原則として算定基礎届は配付いたしませんので、加入している健康保険組合の算定基礎届を使用してください。

ただし、算定基礎届総括表につきましては、短時間労働者適用拡大の施行準備のため「適用事業所の会社法人番号」、「個人・法人等区分」、「本支店区分」、「内・外国区分」（以下、「会社法人番号等」という。）の確認を行いますので、日本年金機構から送付する届出用紙を使用してください。

(1) 算定基礎届の配付について

平成 27 年 5 月 1 日（金）までに年金事務所へ提出いただいた算定基礎届配付依頼書に基づき、6 月 16 日（火）に配付依頼書記載の送付先へ郵送いたします。

なお、事務取扱上、複数の受託事業所がある場合であっても、受託事業所分を

1つに取りまとめることなく、事業所ごとの封筒により送付いたします。

(2) 算定基礎届（追加分）の送付について

上記（1）で配付する算定基礎届は5月19日時点の情報をもとに作成されており、本来ご提出が必要な被保険者が印字されていない場合があるため、5月31日以前の資格取得年月日で、6月初旬までに資格取得届の入力処理が完了した方の算定基礎届については、別途、6月18日（木）に配付依頼書記載の送付先へ郵送いたします。

(3) 70歳以上算定基礎届について

厚生年金保険70歳以上被用者該当届(以下「70歳以上該当届」という。)を届出されている事業所については、今年度は算定基礎届等の届出用紙とは別に6月16日（火）に配付依頼書記載の送付先へ郵送いたします。

2. 来所による定時決定時調査の案内について

今年度につきましても、すべての適用事業所に対し数年に一度、事業所調査を実施することとしているため、一部の受託事業所についても、来所による定時決定時調査を実施いたします。

算定基礎届配付依頼書を提出いただいた事業所の中で、来所による定時決定時調査を行う事業所については、来所日時等をお知らせする案内文を、「算定基礎届及び算定基礎届総括表等」とは別に6月16日（火）までに発送することとしております。

なお、来所日時等をお知らせする案内文については、年金事務所から事業主様へ送付いたしますので、受託事業所が来所による定時決定時調査の対象事業所とされたか否かの確認につきましては、受託事業所へご確認ください。

3. 社会保険労務士の算定基礎届等の提出方法について

受託事業所の算定基礎届等については、原則として郵送による提出といたしますが、一部の受託事業所につきましては来所による定時決定時調査を実施いたします。

(1) 郵送による提出

受託事業所へ定時決定時調査のご案内が送付されていないことを確認のうえ、平成27年7月1日（水）から平成27年7月10日（金）までに郵送により受託している事業所を管轄する年金事務所へ提出してください。

(2) 来所（定時決定時調査）による提出

受託事業所へ定時決定時調査のご案内が送付されている場合につきましては、お手数をお掛けいたしますが、ご案内で指定された日時に貸金台帳等の必要書類を持参のうえ、来所してください。定時決定時調査の対象となる健康保険組合、厚生年金基金に加入している受託事業所につきましても、厚生年金保険分の算定基礎届等（年金事務所提出分のみ）は健康保険組合、厚生年金基金へ提出せず、定時決定時調査の際に提出してください。

なお、各年金事務所間で受託事業所の来所指定日時が重複した場合については、日程変更をいたしますので、年金事務所へご連絡ください。

4. 現物給与について

金銭で支払われるものだけでなく、現物で支給される食事、住宅、定期券なども報酬に含まれます。

この場合は、厚生労働大臣が定める各都道府県の標準価額により報酬の額を算出します。東京都及び近県の標準価額は別表のとおりです。

なお、本社管理の適用事業所において、支店等に勤務する被保険者の現物給与は、本社が所在する都道府県の価額を適用していましたが、平成25年4月1日以降は、支店等が所在する都道府県の価額を適用することに変更となっていますので、ご注意ください。

5. 算定基礎届の作成方法について

算定基礎届は、次の点にご留意のうえ作成してください。

- (1) 被保険者の整理番号順（年金整理番号順）に作成してください。
- (2) 健康保険と厚生年金保険とでは、標準報酬月額の上・下限が異なっていますので、ご注意ください。
- (3) 7月・8月・9月を改定月とする月額変更届（育児休業等終了時月額変更等届、産前産後休業終了時月額変更届を含む）を提出する方を除いて作成してください。（算定基礎届総括表には、該当する方の人数、氏名を記入してください。）
- (4) 7月2日以降に被保険者資格を喪失する方についても届出が必要です。
- (5) 長期欠勤者や休職者等でも、被保険者資格のある方は届出が必要です。
- (6) 高齢任意加入被保険者の算定基礎届は、他の被保険者とは別に届書を作成してください。
- (7) 標準報酬月額を決定する際には、4月、5月、6月の報酬の支払基礎日数が「17日以上」ある月分の報酬の平均が用いられます。

6. 算定基礎届と同時に提出する書類について

次の届出は、算定基礎届を提出する際に必ず記入のうえ提出してください。

(1) 算定基礎届総括表

算定基礎届の提出にあたりまして、届出もれや報酬の算入もれがないかどうかを確認するためのものです。

なお、会社法人番号等の確認のため算定基礎届総括表に日本年金機構が把握している会社法人番号等を記載し送付いたしますので、記載内容のご確認をお願いいたします。

会社法人番号等の記載がない、または、記載内容に誤りがある場合については、追記、訂正をし、法人（商業）登記簿謄本等の会社法人番号が確認できるコピー

を添付してください。

また、事業所業態分類票を参照していただき、「事業の種類」欄の記載もれがないようご注意ください。

(2) 算定基礎届総括表附表（雇用に関する調査票）

当附表については、算定基礎届、算定基礎届総括表等を事業所に配付する際に、同封いたします。

調査の内容は、賃金実績のある方の方の人数、そのうち社会保険に加入していない方（パートタイマー、アルバイト、外国人労働者を含む）の人数及び勤務状況等となっています。

また、事業所業態分類票を参照していただき、「事業の種類」欄の記載もれがないようご注意ください。

<該当する方がいる場合は、次の届書も必要となります。>

(3) 7月を改定月とする月額変更届（育児休業等終了時月額変更等届、産前産後休業終了時月額変更届を含む）

8月又は9月を改定月とする月額変更届（育児休業等終了時月額変更届、産前産後休業終了時月額変更届を含む）は、改定月に提出してください。

(4) 70歳以上算定基礎届

70歳以上の被用者がいる場合は、70歳以上算定基礎届を提出してください。

算定基礎届等届出用紙とは別に送付するため、届出漏れのないようお願いいたします。

なお、70歳以上該当届を届出していない場合は、70歳以上算定基礎届とあわせて提出してください。

7. 被保険者標準報酬決定通知書の送付について

来所による提出の場合であっても、被保険者標準報酬決定通知書又は被保険者標準報酬改定通知書は後日郵送となります。

なお、返信用封筒を添付する必要はありません。

8. 賞与支払届

年3回まで支給される賞与については、標準報酬月額を決定（改定）する際の報酬には含まれませんが、当該賞与については、標準賞与額を決定し毎月の保険料算定と同じ保険料率による保険料が賦課されますので、賞与が支払われた場合は、「賞与支払届」及び「賞与支払届総括表」を提出してください。

9. 電子媒体（CD、DVD等）による算定基礎届の届出について

(1) 算定基礎届の届出についてはお手数ですが、その他の届出とは別に電子媒体を作成し、提出してください。

(2) 電子媒体の提出にあたりましては、破損等がないよう、ケースに入れて提出し

ていただくなどデータ保護にご留意ください。

(3) 厚生年金保険70歳以上被用者の各種届書につきましては、現時点では電子媒体の対応がされていないことから、管轄の年金事務所へ「届出用紙」により提出をお願いいたします。

(4) フロッピーディスク（FD）を利用した健康保険・厚生年金保険適用関係の届出については、受付を終了していますので、CDやDVDを利用してください。

以下は社会保険労務士の留意事項となります。

(5) 「提出元ID」につきましては、東京都社会保険労務士会所属の開業社会保険労務士の7桁の会員番号（8桁の全国社会保険労務士連合会の登録番号とは異なります。）の下4桁の番号を「提出元ID」として取り扱います。例えば、会員番号が「13（都道府県別番号）－1（開業）－1234（個人番号）」の場合は、「1234」が「提出元ID」となります。

なお、東京以外の社会保険労務士会に所属している場合につきましては、管轄の年金事務所毎に「提出元ID」を設定することになりますので、お持ちでない場合につきましては、管轄の年金事務所へお問い合わせ下さい。

また、勤務社会保険労務士の「提出元ID」は、社会保険労務士コードによらず、事業所整理記号としてください。

(6) 社会保険労務士の提出代行または事務代理にかかる「定型印」につきましては、「磁気媒体届書総括票」に押印してください。

(7) 協会管掌事業所及び組合管掌事業所にかかる届出がある場合は、お手数ですが、管掌区分別に電子媒体を作成し、提出してください。

10. 電子申請による算定基礎届の提出について

(1) 算定基礎届の届出についてはお手数ですが、その他の届出とは別に作成し、申請してください。

(2) 「提出元ID」につきましては、前記9（5）をご参照ください。

(3) 二以上勤務者にかかる算定基礎届、月額変更届は、他事業所と報酬月額を合算処理をおこなった上で決定通知書の作成や保険料の按分計算が必要となりますが、電子申請ではシステムに対応できていないため返戻となりますので、「届出用紙」により選択年金事務所へ提出をお願いいたします。

(4) 算定基礎届の添付書類として送信する算定基礎届総括表については、会社法人番号等の確認欄がある様式を使用してください。

(5) 年間報酬の平均での算定を申し立てる場合につきましては、算定基礎届データレコードの被保険者毎の備考欄に「年間平均」と設定をお願いします。

(6) 機構における電子申請は、e-Govから申請の取下げには対応していないため、取下げの依頼につきましては管轄の年金事務所へ電話連絡をお願いいたします。

別表

現物給与の標準価額

(東京都及び近県)

平成27年4月1日時点

都県名	食 事 の 給 与					住宅の給与 (円)	その他 の給与 (円)	適用年月日 (施行)
	1人1か 月当り (円)	1人1日 当り (円)	朝食 (円)	昼食 (円)	夕食 (円)			
東京	19,500	650	160	230	260	昼1畳1人 1か月 2,400	時価	27.4.1
埼玉	18,300	610	150	210	250	昼1畳1人 1か月 1,580	時価	27.4.1
千葉	18,300	610	150	210	250	昼1畳1人 1か月 1,530	時価	27.4.1
神奈川	18,900	630	160	220	250	昼1畳1人 1か月 1,900	時価	27.4.1
山梨	18,300	610	150	210	250	昼1畳1人 1か月 1,100	時価	27.4.1